令和6年度砂川市子育て世帯特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別紙)

(趣旨)

第1条 この訓令は、物価高騰等に直面する住民税非課税世帯子ども加算特別給付金又は住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金の支給を受けていない子育て世帯に対し、経済的な負担を軽減するため砂川市 (以下「市」という。)が行う特別給付金の支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 住民税非課税世帯子ども加算特別給付金 令和6年度砂川市住民税非課税世帯子ども加算特別給付金支給事業実施要綱(令和7年訓令第 号)の規定により支給される給付金をいう。
  - (2) 住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金 令和6年度砂川市住民税均等割のみ課税世帯子 ども加算特別給付金支給事業実施要綱(令和7年訓令第 号)の規定により支給される給付金をいう。
  - (3) 子育て世帯 平成18年4月2日から令和7年3月31日までに生まれた児童(以下「加算給付対象児童」 という。) が属する世帯をいう。
  - (4) 子育て世帯特別給付金 物価高騰による経済的な負担を軽減するために、住民税非課税世帯子ども加 算特別給付金又は住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金の支給を受けていない子育て世帯に 対し、市によって贈与される給付金をいう。

### (支給対象者)

- 第3条 子育て世帯特別給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、令和6年12月13日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、住民税非課税世帯子ども加算特別給付金又は住民税均等割のみ課税世帯子ども加算特別給付金の支給を受けていない子育て世帯の世帯主とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、すでに住民税非課税世帯子ども加算特別給付金又は住民税均等割のみ課税世帯 子ども加算特別給付金の対象となった児童は、給付金の対象から除くものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該世帯主が基準日以後に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)を支給対象者とする。
- 4 配偶者その他の親族からの暴力等を理由に避難している者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)、 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、給付対象児童1人当たり2万円とする。

### (申請不要の支給の方式)

- 第5条 市長は、支給対象者のうち基準日時点において市より児童手当を受給している者(以下「児童手当受給者」という。)に対し、給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認した上で、給付金の支給を決定する。児童手当受給者は、支給を希望しない場合、別記第1号様式の砂川市子育て世帯特別給付金受給拒否の届出書により届出を行う。
- 2 市長は、前項の規定による給付金の支給決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに児童手当受給者に対し、給付金を支給する。この場合において、第3号に掲げる方式は支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
  - (1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
  - (2) 指定口座振込方式 前項の規定による給付金の支給決定までに、児童手当受給者が市に別記第2号様式の砂川市子育て世帯特別給付金支給口座登録等の届出書(以下「支給口座登録等の届出書」という。) を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
  - (3) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、児童手当受給者が市に給付金支給口 座登録等の届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付する方式

### (申請による支給の方式)

- 第6条 申請により給付金の支給を受けようとする児童手当受給者以外の支給対象者(以下「申請者」という。) は、別記第3号様式の子育て世帯特別給付金給付金申請書(請求書)(以下「申請書」という。)により申請 を行う。
- 2 市長は、申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、給付金の支給の可否を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、当該申請者に対し給付金を支給する。
- 4 申請者による申請及びこれに基づく給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
  - (1) 郵送申請口座振込方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機 関の口座に振り込む方式
  - (2) 窓口申請口座振込方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
  - (3) 窓口交付方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付する方式
- 5 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本、住民票、所得課税証明書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が支給対象者であるかについて確認を行う。
- 6 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理人による支給の拒否又は申請)

- 第7条 代理人として給付金の支給の拒否又は申請を行うことができる者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 基準日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
  - (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権 付与の審判がなされた補助人)
  - (3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの
- 2 代理人が支給の申請をするときは、申請書の代理人への委任欄を記載するものとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。
- 3 市は、代理人が第1項第1号の者にあっては住民基本台帳により、同項第2号又は第3号の者にあって は市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 申請書の提出等により給付金の申請を行うことができる期限は、市長が別に定める日とする。

(給付金の支給等に関する周知等)

第9条 市長は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者(その代理人も含む。以下同じ。)から第8条の申請期限までに申請書の提出により申請が行われなかったときは、やむを得ない場合を除き、申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第5条第2項又は第6条第2項の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能 等があり、市が確認に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、支給対象者(その代理人も含む。) の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、やむを得ない場合を除き、申請者等が給付金の支給 を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、当該給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この訓令の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附則

# (施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年1月29日から施行する。
  - (この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。

- 1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い
  - (1) 次に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者(以下「申出者」という。)については、基準日時点で申出者が市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、市から支給する。
    - ① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者(女性相談支援センター一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。)又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族(配偶者を除く。以下同じ。)等当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。)及びその同伴者であって、基準日において市に住民票を移していない者
    - ② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの
  - (2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。
    - ① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第2項に規定する接近禁止命令又は同法第10条第2項に規定する退去等命令が出されていること。
    - ② 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)、行政機関及び関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

- ③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150 号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。
- ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合
- ※ 女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合等当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

## 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。)については、市における支給対象者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童(保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。(2)において同じ。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。)
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が執られて同法第42条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関(以下「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する 救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住 居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1 項に規定する女性自立支援施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者 及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで 構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

## 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であって、基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者については、市における支給対象者とする。ただし、市が入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当

課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)を含む。以下同じ。)(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)をいう。

### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスや事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日の翌日以降、市の住民基本台帳に記録されたときは、市における支給対象者とする。

### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、市における支給対象者とする。

## 子育て世帯特別給付金申請書(請求書)

支給市区町村		
	砂川市長	様

市区町村 受付印

### 【誓約・同意事項】

П

П

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、口を	入れてください。※全てにチェックが入らないと支給できません。
--------------------------	--------------------------------

※給付金の支給対象となるには、以下の全てに該当し、平成18年4月2日以降に生まれた児童を扶養していることが必要で

砂川市もしくは他市区町村から住民税非課税世帯物価高騰対応特別給付金もしくは住民税均等割のみ課税世帯 物価高騰対応特別給付金又は同様の給付金を受給していません。

本給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、砂川市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の 確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

子育て世帯特別給付金(以下、給付金)の支給要件に該当します。

この申請書は、砂川市において給付金の支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

砂川市が給付金の支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、 かつ、砂川市が指定した日までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意 します。

給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しな いことが判明した場合には、給付金を返還します。

## 1. 申請・請求者

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

記入日

(フリガナ) 氏 名	性別	生:	年月日		現	住	所		
		年	月	日	ē	電話	(	)	

- 2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)
- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

### 【受取口座記入欄】

	┖╱╽	悧』									
金	融	機	関	名		女	店	名	分類	口座番号	ロ 座 名 義(フリガナのみ)
37	円工	放	因	10		X	卢	10	刀規	( <u>右詰め</u> でお書きください。)	※「申請・請求者」名義に限る。
				1.銀行	5.農協 6.漁協			★. 支店			※通帳の表記に合わせてください。
				3.信組	7.信漁連			本·支店 本·支所	1普通		
				4.信連				出張所	2当座		
金融機関コード	T	Ī				支店コー	ード		∠∃Æ		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

□ イ 窓口での現金支給を希望

金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない 方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

(次ページも必ずご確認ください。)

### 3. 給付金申請児童

給付金の支給を申請する児童について記載してください。

No.	<del>立の文相を中請する元皇にフ</del> (フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生年月	3	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年	月	∃	
2				年	月	∃	
3				年	月	∃	
4				年	月	∃	
5				年	月	3	

- 〇対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。 ア 令和6年12月13日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童) イ「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している令和6年12月14日以降に生まれた新生児
- ウ 令和6年12月13日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に 生まれた児童)
- ※すでに砂川市もしくは他市区町村から住民税非課税世帯物価高騰対応特別給付金もしくは住民税均等割のみ課税世帯物価高 騰対応特別給付金又は同様の給付金を受給している支給対象となっている児童は対象外です。

## 4. 申請額・請求額(「3. 給付金申請児童」に記載の人数)

円 対象児童数 人 申請額·請求額

※申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律20,000円となります。(例)対象児童数3人の場合:20,000円×3人=60,000円

#### 【代理確認・受給を行う場合】

Г	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
代理	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	
人			年 月 日	
				日中に連絡可能な電話番号 ( )
上言	己の者を代理人と認め、 給付金の 確認・請求 給付金の 受給 給付金の 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理人の 委任方法の)		署名(又は記名押印) 世帯主氏名 印

提出書類
『子育て世帯特別給付金申請書(請求書)』(本書) ※必要事項をご記入ください。
□ 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』 ※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し (コピー)をご用意ください。
■ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。) ※ <u>通帳やキャッシュカードの写し(コピー)</u> など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をこ意ください。
【児童と別世帯の場合は以下のものが必要です】
□ 令和6年12月13日時点で別居している児童の給付金を申請する場合 申請・請求者の世帯の状況、対象児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー) ※ <b>戸籍謄本及び住民票の写し(コピー)をご用意ください。</b>
令和6年12月14日以降に出生したが、別居している児童の加算給付を申請する場合申請・請求者の世帯の状況、対象児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー) ※ <u>戸籍謄本及び住民票の写し(コピー)をご用意ください。</u>

※ご提出の前に、【誓約・同意事項】のチェック漏れや添付書類の不備がないかご確認ください。 (チェック漏れや添付書類の不備がある場合、支給できません。)